

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「食の世界をつなぎ、食の未来をつくる」を経営理念として、ポータルサイト「飲食店.COM」をはじめとする、インターネットメディア事業を運営しております。この事業運営において、当社は、継続的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しており、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。当社は、経営の効率性を確保するため、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織の効率的な運営及び責任体制の明確化を図っております。

また、監査役会による取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款及び当社諸規程を遵守するべく内部統制機能の充実化を図り、迅速かつ適正な情報開示を実現すべく施策を講じております。

今後も当社経営の健全性と透明性の向上に取り組み、株主を含めたすべてのステークスホルダーの利益に適う経営の実現及び企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの強化を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、現状では議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりませんが、今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則3-1-2】

当社では、英語版の決算説明資料を半期毎に作成し、当社ホームページへ開示するなど、海外投資家への情報提供を行っております。今後、外国人投資家の比率も勘案し、英文による情報開示を充実してまいります。

【補充原則4-3-2】

当社では、取締役会が、CEOの当該事業年度の評価、次事業年度のCEOとしての在任の妥当性、任期満了の際は重任の可否、次期候補者等の検討を行った上で、独立社外取締役との協議を十分に考慮し、公正かつ適切に実行しています。今後、より客観性・適時性・透明性ある手続きを行うために、任意の独立した指名委員会等の設置並びに活用を検討してまいります。

【補充原則4-3-3】

当社では、会社業績等をふまえたCEOの機能を、取締役会にて社外取締役と協議を行い、公正かつ適切に評価するよう実行しております。今後、より客観性・適時性・透明性ある手続きを行うために、任意の独立した指名委員会等の設置並びに活用を検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

独立社外取締役は、取締役6名中2名で取締役会の過半数には達していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。取締役の指名・報酬につきましては、今後、任意の指名委員会や報酬委員会など、独立した諮問委員会等の設置並びに活用を検討して参ります。

【補充原則4-11-3】

当社は、社外取締役と取締役会事務局との間で定期的にと取締役会の運営状況について意見交換を実施し、取締役会による監督機能強化の参考としております。

なお、分析・評価の結果の概要の開示については、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式について、保有することが当社の企業価値の維持・向上に資すると認められる場合を除き、保有しないことを基本方針といたします。

また、議決権の行使にあたっては、当社の保有意義等を勘案して、当該企業の中長期的な企業価値や株主利益の向上に資するか否かを議案ごとに判断のうえ対応してまいります。

なお、現在、政策保有株式は保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間及び、支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容および条件の妥当性について、社外取締役および社外監査役が参加する当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。

また、監査役会においては、会計監査人と連携して取引の妥当性を検証することで、取締役の少数株主に配慮した職務執行を担保しております。なお、各取締役に対して該当事項がないかは、年に一度の事業報告作成時に、定期的に確認しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを最重要課題と認識しており、現段階において企業年金の導入予定はございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料等にて開示しております。

【開示アドレス】 <http://www.synchro-food.co.jp/ir>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は本報告書Ⅰ 1. に開示しております。

(iii) 取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に勘案し、社外取締役の意見を充分踏まえて取締役会により決定しております。監査役の報酬等は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名及び選解任を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会にてその適切性等について検討し、社外取締役の意見を充分踏まえて選任・指名しております。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、決裁権限基準に基づき、取締役会、執行役員会、代表取締役、管掌取締役等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。また、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、定款で定める取締役7名以内、監査役は4名の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としております。

また、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会にてその適切性等について検討し、社外取締役の意見を充分踏まえて、取締役会において選任・指名しております。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示いたします。

【補充原則4-14-2】

当社は、個々の役員の知識や経験を勘案の上、期待される各自の役割や責務を十分に果たせるよう、必要な研鑽機会の提供を行ってまいります。また、各自の知識の更新や能力開発に必要な費用についても会社として支援してまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では取締役 兼 執行役員管理部長をIR担当取締役として選任すると共に、管理部をIR担当部署としております。機関投資家に対しては、第2四半期決算及び通期決算の年2回、決算説明会を開催するとともに、株主や投資家の要望に応じて合理的な範囲で面談やスモールミーティングを実施しています。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤代 真一	11,075,000	41.59
エイトクラウド株式会社	2,700,000	10.14
大須賀 康人	1,300,000	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	955,300	3.59
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	556,500	2.09
MSIP CLIENT SECURITIES	500,297	1.88
株式会社ワイオーアセット	500,000	1.88
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	410,300	1.54
上田八木短資株式会社	400,000	1.50
野村信託銀行株式会社(信託口)	392,600	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無

藤代 真一

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の代表取締役である藤代真一は、自身の資産管理会社であるエイトクラウド株式会社の持分も含め、当社の総株主の議決権の51.73%を所有しており、支配株主に該当しております。

当該支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容および条件の妥当性について、社外取締役1名および社外監査役3名が参加する当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。

また、監査役会においては、会計監査人と連携して取引の妥当性を検証することで、取締役の少数株主に配慮した職務執行を担保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松崎 良太	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松崎 良太	○	---	松崎良太氏は、事業会社における企業経営に関する豊富な知識を有すると共に、同氏の投資経験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）により構成されております。監査役会は、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は、監査の方針、監査計画、並びに重要事項を協議するとともに、監査役監査及び内部監査の内容を相互に共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
牧野 隆一	公認会計士													
井上 康知	弁護士													
中山 寿英	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牧野 隆一	○	----	牧野隆一氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。このため、当社は、同氏が社外監査役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外監査役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定しております。

井上 康知	○	----	井上康知氏は、弁護士として法律に関する高度の専門知識を有しております。このため、当社は、同氏が社外監査役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外監査役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定しております。
中山 寿英	○	----	中山寿英氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。このため、当社は、同氏が社外監査役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外監査役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役および監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。取締役の報酬額は、当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に勘案し、社外取締役の意見を充分踏まえて取締役会にて決定しております。監査役の報酬額は、監査役会にて監査役の協議により決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役についてのサポートは、管理部より電話やeメール等を使用し適時行っております。また、取締役会付議事項につきましては、管理部より資料を事前に配布し、検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて管理部が事前説明を行っております。また、社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、監査役の出席の下、経営上の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を審議、決議するとともに、業務執行を統括しております。

・監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）により構成されております。監査役会は、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は、監査の方針、監査計画、並びに重要事項を協議するとともに、監査役監査及び内部監査の内容を相互に共有しております。

・執行役員会

当社では、代表取締役、取締役及び執行役員が出席する執行役員会を毎週開催しております。執行役員会では、取締役会の決議事項以外で経営に関する重要な事項の審議を行い、社長に一任し決議しております。また、執行役員会は、法令遵守を徹底する観点から、コンプライアンス責任者として役員のうち一人を指名しております。

・内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は代表取締役から任命された内部監査人2名が行っております。内部監査人は内部監査規程及び代表取締役から承認を得た内部監査計画に基づき、内部監査人が所属する部署を除く部署に関し、社内規程やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査結果については代表取締役に報告し、業務改善に役立てております。また、業務監査に常勤監査役が同席することにより、監査の効率化を図るとともに情報共有を行っております。

監査役監査では、取締役会及び執行役員会その他重要な会議に出席、重要書類の閲覧、取締役からの聴取を通じ監査を実施し、毎月開催する監査役会で情報共有を行っております。

また、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有をすることで、連携を図っております。

・会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査を受け、財務諸表の客観性及び信頼性を確保しております。また監査役及び内部監査人と情報共有し連携をとっております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、伊集院邦光氏、伊藤裕之氏であり、所属監査法人は有限責任監査法人トーマツであります。継続監査年数については全員7年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他7名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「食の世界をつなぎ、食の未来をつくる」を経営理念として、ポータルサイト「飲食店.COM」をはじめとする、インターネットメディア事業を運営しております。この事業運営において、当社は、継続的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しており、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識していることから現状の体制を採用しております。当社は、経営の効率性を確保するため、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織の効率的な運営及び責任体制の明確化を図ってまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、出来るだけ早期の招集通知発送を予定しております。また、当社ホームページにIR専用ページを設け、招集通知を掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただくため、株主総会の集中日を避けた日程を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載する方針であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回程度の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回程度の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にてIRを担当する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に則り、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに、正しい理解と信頼関係、評価を得られるよう、当社の業績結果や財務状況、経営戦略などに関する情報を公正かつわかりやすく提供することを、IR活動に関する基本方針として考えております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に則り、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに、正しい理解と信頼関係、評価を得られるよう、当社の業績結果や財務状況、経営戦略などに関する情報を公正かつわかりやすく提供することを、IR活動に関する基本方針として考えております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ、取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

ロ、コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセス及び業務執行において、全社を横断する調査や監督指導を行う。

ハ、取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に對し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

ニ、取締役が他の取締役の法定・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。

ホ、内部監査業務を担当する内部監査人を代表取締役が指名し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。

ヘ、事業毎に必要なに応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

ト、金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。

チ、企業情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

リ、顧問弁護士を外部相談窓口とする内部通報制度を設け、他の社員の法律違反行為等を知った時は、速やかに相談窓口に通報する旨を明記し、適正な通報者保護の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ、取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

ロ、機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。

ハ、情報セキュリティに関する基本方針、規則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ、リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定及び改訂し、当社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理される体制を構築する。

ロ、不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

ハ、リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。

ロ、執行監督責任の明確化を目的として、取締役に社外取締役を含むものとする。

ハ、社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ、当社及び子会社は、グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

ロ、当社子会社の取締役等は、子会社管理規程に基づき、子会社の重要事項に関する当社の事前承認を取得するとともに、その他の重要な情報については、当社への報告を遅滞なく実行する。

ハ、グループ全体の業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、当社及びグループ各社のコンプライアンス体制、損失の危険の管理体制及びリスク管理体制に関する基本方針を定める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ、当社の内部監査人が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。

ロ、監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。

ロ、取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

ハ、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を整備するとともに、監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に対して周知徹底する。

⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ、監査役については法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保し、独立性を確保する。

ロ、監査役、会計監査人及び内部監査人は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

ハ、代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持つ。

ニ、監査役間相互で独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 当社は、金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、適切に「内部統制報告書」を作成・提出する。

ロ. 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的にモニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

⑫ 反社会的勢力への対応

イ. 関係規程、マニュアル等を整備し、管理部を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。

ロ. 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また不当な要求は拒絶することを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は次のとおりです。

(1)反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

(2)取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合は取引を解消する。

(3)反社会的勢力からの接触に対する対応部門を設け、マニュアルの整備及び周知徹底ならびに全国暴力団追放運動推進センターや企業危機管理専門会社と連携し、これらの主催する講習会等にも参加、反社会的勢力に関する最新情報を収集し、組織的に適切な処置をとる体制を整備する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社における企業統治の体制は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。また、会計監査人としては有限責任監査法人トーマツを選任しております。コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。各機関の概要図は以下のとおりであります。



